

当初設計書		設 計	精 算
<p>起工番号 : 商企(委)第2号 履行期間 : 200日間</p> <p>会計年度 : 令和 8 年度 単価世代 : 令和08年06月01日 公共</p> <p>事業名 : 産業団地整備事業 諸経費率 : 公共委託 令和07年10月</p> <p>業務名 : (仮称)藤光東部産業団地揚水量調査業務委託</p> <p>設計部課名 : 商工観光労働部 企業誘致推進課</p> <p>業務場所 : 久留米市 藤光町外 地内</p>			
設 計 の 概 要	(当初設計)		
	周辺井戸調査	10箇所	
	揚水井 (SGP150A、150m)	1箇所	
	観測井 (SGP40A、115m)	2箇所	
	観測井 (SGP40A、50m)	2箇所	
	揚水試験	1式	
	電気検層	1式	
	機械ボーリング	1式	
	室内土質試験	1式	
	揚水井及び観測井の位置、構造の検討 取水に伴う周辺地下水への影響の検討 井戸掘削工事計画の立案	1式 1式 1式	

(仮称)藤光東部産業団地揚水量調査業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本業務費	1	式				
【一般調査業務費】	1	式				
直接調査費(地質調査業務)	1	式				
直接調査費(積上)	1	式				
周辺井戸調査	1	式				
聞き取り調査	10	箇所			単 1 号	
井戸台帳作成	10	箇所			単 2 号	
井戸観測(施工後)	10	箇所			単 3 号	
揚水井	1	式				
掘削費(砂質土) 400mm 0~100m	3	m			単 4 号	
掘削費(砂礫) 400mm 0~100m	7	m			単 5 号	
掘削費(粘性土) 300mm 0~100m	53	m			単 6 号	

久留米市

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
掘削費(砂礫) 300mm 0～100m	37	m			単 7 号	
掘削費(砂礫) 300mm 100～200m	50	m			単 8 号	
ケーシング挿入 SGP350A	10	m			単 9 号	
ケーシング挿入 SGP150A	102	m			単 10 号	
ケーシング挿入 SGP150A(スリット加工)	38	m			単 11 号	
仕上げ 洗浄および予備揚水	1	箇所			単 12 号	
廃泥処理 運搬・処分費	1	式			単 13 号	
ケーシング引抜き 揚水井	1	式			単 14 号	
埋戻し 揚水井	1	箇所			単 15 号	
揚水試験	1	式				
揚水試験 連続揚水試験 3日(72時間)	1	箇所			単 16 号	
水質分析	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
飲用水水質分析 40項目	1	検体			単 17 号	
観測井及び調査ボーリング	1	式				
機械ボーリング	1	式				
土質ボーリング(ノンコア) 60mm 鉛直下方 50m以下 粘性土・シルト	49	m			単 18 号	
土質ボーリング(ノンコア) 60mm 鉛直下方 50m以下 砂・砂質土	3	m			単 19 号	
土質ボーリング(ノンコア) 60mm 鉛直下方 50m以下 礫混じり土砂	38	m			単 20 号	
土質ボーリング(ノンコア) 60mm 鉛直下方 80m以超100m以下 粘性土・シルト	50	m			単 21 号	
土質ボーリング(ノンコア) 60mm 鉛直下方 80m以超100m以下 砂・砂質土	3	m			単 22 号	
土質ボーリング(ノンコア) 60mm 鉛直下方 80m以超100m以下 礫混じり土砂	62	m			単 23 号	
土質ボーリング(オールコア) 60mm 鉛直下方 80m以超100m以下	50	m			単 24 号	
土質ボーリング(オールコア) 60mm 鉛直下方 80m以超100m以下 砂・砂質土	3	m			単 25 号	
土質ボーリング(オールコア) 60mm 鉛直下方 80m以超100m以下 礫混じり土砂	62	m			単 26 号	

(仮称)藤光東部産業団地揚水量調査業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土質ボーリング(ノンコア) 80mm 鉛直下方 50m以下 粘性土・シルト	7	m			単 27 号	
土質ボーリング(ノンコア) 80mm 鉛直下方 50m以下 砂・砂質土	3	m			単 28 号	
ケーシング挿入 SGP40A 深度 115m	2	孔			単 29 号	
ケーシング挿入 SGP40A 深度 50m	2	孔			単 30 号	
仕上げ 洗淨	4	孔			単 31 号	
ケーシング引抜き 観測井	4	箇所			単 32 号	
埋戻し 観測井	4	箇所			単 33 号	
自記水位計設置及び観測費	1	式				
水位計設置費	5	箇所			単 34 号	
水位観測費	5	箇所			単 35 号	
電気検層	1	式				
電気検層	1	回			単 36 号	

久留米市

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
サンプリング	1	式				
固定ピストン式シンウォールサンプラー (シンウォールサンプリング)	3	本			委 1 号	
サウンディング及び原位置試験	1	式				
標準貫入試験 粘性土・シルト	50	回			委 2 号	
標準貫入試験 砂・砂質土	3	回			委 3 号	
標準貫入試験 礫混じり土砂	62	回			委 4 号	
室内土質試験	1	式				
土粒子の密度試験 比重	3	試料				
土の含水比試験 含水比	3	試料				
土の粒度試験 粒径加積曲線	3	試料				
土の液性限界試験	3	試料				
土の塑性限界試験	3	試料				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土の湿潤密度試験 A法 ノギス法	3	試料				
土の一軸圧縮試験	3	試料				
土の圧密試験	3	試料				
資料整理とりまとめ	1	式				
資料整理とりまとめ 揚水井1本、観測井4本	1	業務			単 37 号	
資料整理とりまとめ 地質調査	1	業務				
断面図等の作成 地質調査	1	業務				
直接経費	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
地盤情報 ^テ - ^ク - ^ス に登録する為の検定費	1	式				
国土地盤情報 ^テ - ^ク - ^ス 検定費 A検定	1	本				
直接調査費計	1	式				

(仮称) 藤光東部産業団地揚水量調査業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
間接調査費	1	式				
運搬費(積上分)	1	式				
機材運搬 揚水井 4t～6t車	1	式			単 38 号	
資材運搬 観測井 2t車	4	回			単 39 号	
現場内小運搬 特装車運搬 100m超300m以下 総運搬距離	2.6	t				
準備費(積上分)	1	式				
準備及び跡片付け	1	業務			委 5 号	
給水費(ポンプ運転) 20m以上150m以下	2	箇所			委 6 号	
仮設費(積上分)	1	式				
足場仮設	1	箇所			単 40 号	
給水仮設	1	箇所			単 41 号	
排水仮設	1	箇所			単 42 号	

久留米市

(仮称)藤光東部産業団地揚水量調査業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
観測井仮設 高さ0.3m超 せん孔深度80m～120m以下	2	箇所			単 43 号	
施行ヤード設置・撤去 土木シート 20m×30m、5m×10m 真砂土(t=50cm)	1	式			単 44 号	
鋼板賃料 22×1524×6096 90日(3ヶ月)以内	900	枚・日				
仮設材等の積込み・取卸し費 基地積込 現場取卸	16	t			施 1 号	
仮設材等の積込み・取卸し費 現場積込 基地取卸	16	t			施 2 号	
安全費(率計上分)	1	式				
借地料(積上分)	1	式				
土地借上料 借上4ヶ月 宅地見込地・農地と同等 借上面積650m ²	1	式			施 3 号	
旅費交通費(率計上分)	1	式				
施工管理費(率計上分)	1	式				
純調査費	1	式				
調査諸経費	1	式				

(仮称) 藤光東部産業団地揚水量調査業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
一般調査業務費計	1	式				
【解析等調査業務費】	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
解析等調査業務(積上)	1	式				
地下水調査検討業務	1	式				
既存資料による収集・現地調査	1	式			単 45 号	
揚水井及び観測井の位置、構造の検討 業務計画書(作業計画書)の作成含む	1	式			単 46 号	
取水に伴う周辺地下水への影響検討	1	式			単 47 号	
井戸掘削工事計画立案	1	式			単 48 号	
地質調査解析業務	1	式				
既存資料の収集・現地調査	1	業務				

久留米市

(仮称) 藤光東部産業団地揚水量調査業務委託

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
資料整理とりまとめ	1	業務				
打合せ等	1	式				
打合せ協議 中間打合せ 3回	1	式			単 49 号	
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
解析等調査業務費計	1	式				
調査業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

業務委託一般仕様書

令和8年6月

久留米市 商工観光労働部 企業誘致推進課

第1章 総 則

1.1 適用

- (1) 業務委託一般仕様書は久留米市の発注する設計、測量、地質等調査、物件等調査などの業務委託に適用する。
- (2) 業務の履行に当たっては、本一般仕様書によるほか、「福岡県県土整備部 令和7年10月 設計業務等共通仕様書・測量業務共通仕様書・地質調査業務共通仕様書」「福岡県県土整備部 令和7年5月 用地調査等業務共通仕様書」及びその他関係法令等に準拠する。

1.2 法令等の遵守

受注者は、実務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.3 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1.4 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.5 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。なお、受注者は、河川管理者協議や、所轄警察署に道路使用許可を取るなど、業務遂行上必要な手続きを確実に行わなければならない。

1.6 賠償責任

本業務中に発生した現場における諸事故に対する責任は、受注者が負い、そのことによる他人に与えた損害などは、すべて受注者の責任において処理することとする。

1.7 再委託

受注者は業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を再委託することはできない。なお、協力者は、福岡県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合などを問わず、公共機関の指名停止期間中であってはならない。

1.8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅延なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。 ※（3）（4）については必要に応じて提出

- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| (1) 着手届 | (2) 工程表 | (3) 管理技術者届 |
| (4) 職務分担表 | (5) 完了届 | (6) 業務委託料請求書等 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 業務計画書（作業計画書）

受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書（作業計画書）を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書に記載する事項は以下のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 | (3) 業務工程 |
| (4) 業務組織計画 | (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の内容、部数 |
| (7) 使用する主な図書及び基準 | (8) 連絡体制（緊急時含む） | |
| (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） | | |
| (10) 仮設備計画 | (11) 成果物の品質を確保するための計画 | |
| (12) その他、監督職員が必要と認めたもの | | |

※（2）実施方針又は（12）その他には、個人情報取扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

1.11 業務工程管理

受注者は、業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果物の検査

- (1) 受注者は、業務完了時に市の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果物の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.14 引渡し

成果物の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、市の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

1.15 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.16 土地の立ち入り

本業務を実施するにあたり第三者の土地に立入る場合は、予め身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、その関係者と緊密な連絡を取るなどして業務の円滑な遂行を期さなければならない。

1.17 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.18 調査・設計業務カルテの作成登録

受注者は、契約金額が 100 万円（完了時）以上の業務については、契約締結後、及び内容に変更が生じた都度、業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、「調査・設計業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受け上で、(財)日本建設情報総合センターに登録申請し、受領の写しを監督職員に提出しなければならない。

1.19 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、市、受注者協議の上、これを定める。

1.20 設計図書の変更等に関する事項

設計図書の変更等については、設計業務等委託契約書第 18 条から第 26 条及び共通仕様書等に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計業務等変更ガイドライン（2021（令和 3）年 4 月）久留米市」によることとする。

1.21 ワンデーレスポンス

本業務は、ワンデーレスポンスの対象であるため、「ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

1.22 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領（久留米市）」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むこと。

第2章 暴力団排除に関する事項

- 2.1 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務の妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
 - (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第3章 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

- 3.1 受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
 - (2) 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第4章 障害者差別の解消に関する事項

- 4.1 受注者は、業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第5章 契約に関する事項

- 5.1 余裕期間
- (1) 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から200日間であるが、業務着手前の余裕期間10日間を含んでいる。
 - (2) 余裕期間内は、原則として着手しないものとするが、監督職員との協議により着手することもできる。この場合において着手とは、管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。
 - (3) 調査業務カルテ登録は、余裕期間終了日までに行うこと。ただし、余裕期間内に着手する場合はその前日までに行うこと。
- 5.2 着手届
- (1) 着手届は、余裕期間経過後7日以内に提出すること。ただし、余裕期間内に着手する場合には、その前日まで提出すること。
 - (2) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。
 - (3) 工程表には、余裕期間を表示すること。

(仮称) 藤光東部産業団地揚水量調査業務委託
特記仕様書

令和8年6月

久留米市 商工観光労働部 企業誘致推進課

第1章 総 則

1.1 業務の目的

久留米市藤光町外の約13haを対象に産業団地の整備を計画しており、計画地周辺の水理環境を調査し、取水による周辺への影響、水質等を確認し、取水計画（可採取量、井戸構造等）を検討することを目的とする。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、「（仮称）藤光東部産業団地揚水量調査業務委託」に適用するものとする。

1.3 業務内容

(1) 名 称	（仮称）藤光東部産業団地揚水量調査業務委託	
(2) 位 置	久留米市 藤光町外 地内（別紙位置図のとおり）	
(3) 調 査 項 目	周辺井戸調査	10箇所
	揚水井（SGP150A、150m）	1箇所
	観測井（SGP40A、115m）	2箇所
	観測井（SGP40A、50m）	2箇所
	揚水試験	1式
	電気検層	1式
	機械ボーリング	1式
	室内土質試験	1式
	揚水井及び観測井の位置、構造の検討	1式
	取水に伴う周辺地下水への影響の検討	1式
	井戸掘削工事計画の立案	1式

1.4 用語の定義

本特記仕様書において、地質調査共通仕様書第102条の「調査職員」を総括監督員、主任監督員および監督職員という。

1.5 業務の実施基準

- (1) 受注者は最上級の技術を動員して正確・丁寧な業務を行い、成果は所定の条件を満足するものでなければならない。
- (2) 受注者は業務の遂行に当たっては、対象地域の状況等を十分考慮し、実施しなければならない。
- (3) 本特記仕様書及び添付図面は、業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、受注者は業務上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

1.6 設計条件

- (1) 調査業務は、現地の状況を十分把握しながら設計実施に耐えうるよう細部にわたって配慮すること。
- (2) 根拠及び参考文献等は、詳細に記述すること。

1.7 管理技術者及び技術者

管理技術者は、技術士及び認定技術管理者、RCCM、地質調査技士のいずれかの資格の保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、技術士における業務に該当する科目又は部門は「総合技術監理部門（建設－土質及び基礎、又は応用理学－地質）」「建設部門（土質及び基礎）」、「応用理学部門（地質）」とし、RCCMは「地質」、「土質及び基礎」とする。

1.8 照査技術者

照査技術者は、管理技術者と同等以上の能力を有する者とし、管理技術者と兼務できないものとする。

1.9 資料等の貸与及び返却

- (1) 受注者は、業務上必要な図面・資料等の提出を、発注者に請求することができる。
- (2) 発注者は、受注者より請求された図面・資料等のうち、必要と認められたものを提出する。

1.10 成果物および報告書の提出

- (1) 業務が完了したときは、受注者の内部における検査を実施し、成果物および報告書の内容を精査した後、発注者に提出し審査を受けなければならない。
- (2) 発注者は、提出された成果物および報告書を審査し、訂正又は修正の必要が認められたときは、受注者に訂正・修正の指示をするものとする。
- (3) 受注者は、第2項の審査を受けた後、または、必要が認められた内容の訂正・修正後、検査職員の検査を受け、所定部数を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。
- (5) 受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入した上で、検定の申込を行うこととする。また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。

1.11 成果物の使用等

成果物はすべて発注者に帰属し、受注者は発注者の承諾を受けずに複写・公表・閲覧することは一切認めない。

第2章 事前調査

2.1 現地踏査

受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また、調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。

2.2 地下埋設物調査

受注者は調査位置で地下埋設物が予想される場合は、上水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、必要に応じて現場立会を実施しなければならない。

第3章 調査一般

3.1 打ち合わせ

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は監督職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 調査業務着手時及び調査業務の主要な区切りにおいて、受注者と市は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 揚水調査業務項目及び内容

業務における調査項目及び内容は以下のとおりとする。

- (1) 周辺井戸調査
計画地周辺の既設井戸の分布、井戸構造、自然水位等について、聞取り調査等を行い、井戸台帳を作成する。また、揚水試験後には既設井戸の地下水位を観測し、揚水に伴う影響を確認する。
- (2) 揚水井
福岡県調査業務共通仕様書（福岡県農林水産部）第10章試掘井、揚水試験 第1節試掘井に準ずる。揚水井の方向は、鉛直下方とし、深度、孔径及び数量は、設計書のとおりとする。本業務で現地に設置した揚水井は、調査完了後にケーシング等を撤去し埋め戻すこととする。
- (3) 観測井
福岡県調査業務共通仕様書（福岡県農林水産部）第10章試掘井、揚水試験 第1節試掘井に準ずる。なお、観測井は、本仕様書「4.地質調査」で行う機械ボーリングの調査孔を使用する。観測井の方向は、鉛直下方とし、深度、孔径及び数量は、設計書のとおりとする。本業務で現地に設置した観測井は、調査完了後に撤去し、埋め戻すこととする。
- (4) 揚水試験
揚水試験は福岡県調査業務共通仕様書（福岡県農林水産部）第10章試掘井、揚水試験 第2節揚水試験に準ずる。なお、連続揚水時間は3日間とし、水質試験項目は令和8年度水質検査計画（久留米市）の水質基準項目40項目（PFOS・PFOA）とする。
- (5) 電気検層
電気検層は福岡県調査業務共通仕様書（福岡県農林水産部）第4章ボーリング孔を利用した物理探査及び原位置試験 第4節電気検層に準ずる。
- (6) 地質調査（機械ボーリング）
 - ① 機械ボーリングは、地質調査業務共通仕様書（福岡県県土整備部） 第2章 機械ボーリングに準ずる。
 - ② ボーリングの方向は、鉛直下方とし、深度、孔径及び数量は、設計書のとおりを見込んでいるが、現地の状況により、変更対象とする。なお、ボーリング位置の詳細については、別途監督職員との協議により決定するものとする。
機械ボーリングに際し、地下埋設物（電話線・送電線・ガス管・上下水道・その他）が想定される場合は、発注者に報告し、関連機関との協議のうえ現地立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。
 - ③ ボーリング深度については、予定深度に拘わらず本地質調査の目的を達した場合、あるいは予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は変更対象とするため、速やかに発注者に報告するものとし、ボーリング延長の検尺は、原則として発注者立会のうえ、行うものとする。
- (7) サンプルング
サンプルングは、地質調査業務共通仕様書（福岡県県土整備部） 第3章 サンプルングに準ずる。
採取方法については、シンウォールサンプルングを見込んでいるが、土質に合わせて適切に採取すること。

- (8) サウンディング (標準貫入試験)
標準貫入試験は、地質調査業務共通仕様書 (福岡県県土整備部) 第4章 サウンディング第1節 標準貫入試験に準ずる。
- (9) 室内土質試験
本業務では以下の土質試験を行う。
ア) 土粒子の密度試験
イ) 土の含水比試験
ウ) 土の粒度試験 (沈降分析)
エ) 土の液性限界試験
オ) 土の塑性限界試験
カ) 土の湿潤密度試験
キ) 土の一軸圧縮試験
ク) 土の圧密試験
- (10) 断面図等の作成
断面図等の作成は、地質調査業務共通仕様書 (福岡県県土整備部) 第6章解析等調査業務によるほか以下の通りとする。
① 地質調査業務共通仕様書 (福岡県県土整備部) に定める各種図面類のほか監督職員が求める図面等
- (11) 資料整理とりまとめ
資料整理とりまとめは、地質調査共通仕様書によるほか以下の通りとする。
① 地質調査資料整理様式 (JACIC 様式) を参考とした用紙の記入
② 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- (12) 調査項目の細目
① 地下水位は、正確に測定しなければならない。
② ボーリング位置はベンチマークにより標高で表さなければならない。
③ N値は正確に測定し10cm、20cm、30cm毎の回数を記録すること。
④ ボーリング箇所間の地盤想定断面図を作成するにあたっては詳細にわかりやすく作成しなければならない。
⑤ 地下水位の想定等高線を作成する場合は近接した井戸および河川等の水位も観測しなければならない。
⑥ ボーリング孔内の水温を測定し記録しなければならない。
⑦ 地下水の採取については担当者の指示によらなければならない。
⑧ 室内土質試験については「土質試験法」により実施しなければならない。
⑨ 地質調査の写真管理については、各孔・工程毎に写真管理を行わなければならない。なお、室内試験についても同様とする。
⑩ 現場においてオールコアの状況を木製標本箱に入れて写真管理を行わなければならない。
- (13) 地質調査結果報告内容
① 地質調査位置図
② 調査内容目録
③ 地層の説明 (各ボーリング箇所毎)
④ 地質状態の説明
⑤ 柱状図 (位置平面図含む)
⑥ 室内土質試験結果表 (総括表含む)
⑦ 地盤想定断面図 (縦1/100、横1/500)
※断面図の中には室内土質試験の結果を記入すること
※地下水位は標高で記入すること
※地層毎に色分けすること
※〇〇管路通過位置を記入すること
⑧ 近接河川・水源地等の水位関連平面図及び予想断面図、調査結果資料
⑨ 地下水位の説明
⑩ 調査資料の写真撮影状況
⑪ 土質標本

3.3 解析等調査業務項目

解析等調査業務は、地質調査業務共通仕様書（福岡県県土整備部） 第6章 解析等調査業務に準ずる。

- (1) 打合せ協議
打合せ・協議は計5回を計画する。
- (2) 計画準備
業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。
- (3) 既存資料の収集・現地調査
関係文献の収集と検討、調査地周辺の現地調査を行い、地層構成、水理環境を調査するものとする。
- (4) 揚水井及び観測井の位置、構造の検討
揚水井及び観測井の位置、構造（ストレーナー区間、掘削深度、口径）等の検討を行い、揚水試験計画書を作成するものとする。
- (5) 取水に伴う周辺地下水への影響の検討
揚水調査の結果を踏まえ、計画地での取水に伴う周辺への地下水の影響等について検討する。
- (6) 井戸掘削工事計画の立案
計画地で期待する取水量を得るための井戸について、位置、必要本数、取水可能量、井戸構造を立案する。
- (7) 資料整理とりまとめ
業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

3.4 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 照 査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の実施

- (1) 受注者は遺漏なき審査を実施するため、業務に係る相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (2) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

第5章 提出図書

5.1 提出書類

提出書類は、詳細については監督職員と協議し、提出しなければならない。

提出書類として、

- (1) 報告書 (A 4 パイプ式ファイル両開き) 1 部
- (2) 土質標本 1 式
- (3) データ 電子成果品 (正・副) 1 式
- (4) 各種管理者への提出書類については、監督職員と協議し提出するものとする。
- (5) その他資料 (打ち合わせ議事録、監督職員と協議し必要と認められるもの) を 1 部作成し、データも含め提出する。
- (6) 現地踏査の記録として、写真台帳 (撮影位置図を含む) を作成し、データを含め提出する。
- (7) 報告書作成に際し、出来る限り市販の表計算ソフトを利用し、電子データも同時に提出すること。なお使用するソフトと電子媒体については監督職員と協議すること。

第6章 参考または準拠すべき図書

6.1 準拠図書

業務に使用する準拠図書は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。また、最新版図書を参考にして行うものとする。

位置図

藤光産業団地

藤光町

業務場所

